



事務連絡
令和7年6月18日

公益社団法人 中央畜産会
経営支援部（事業推進）部長 岡田 摩哉 様

農林水産省畜産局企画課
課長補佐（地域振興班担当）

令和6年度補正予算の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）
に係る追加要望調査について

令和6年度補正予算の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）については、本年1～4月に要望調査（以下「既要望調査」という）を実施しましたが、想定していた事業要望量に達しなかったことから、下記のとおり追加要望調査を実施します。

については、事業の円滑な運営に資する観点から、各都道府県の畜産協会を通じて、畜産クラスター協議会まで周知されますよう、よろしくお願いいたします。

なお、追加要望調査では、取組主体ごとに既要望調査において配分を受けた枠と同じ枠での要望はできません（下記2参照）。この場合、その配分を辞退した場合も要望はできません。

記

1. 追加要望調査スケジュール

対象事業	機械導入事業（①一般枠 ②飼料増産優先枠、省エネ優先枠）
要望調査開始	令和7年6月19日（木）（①、②共通）
提出先及び提出期限	① 都道府県窓口団体（委託団体） 提出期限は、都道府県窓口団体が都道府県畜産主務課と相談して決定 ② 都道府県畜産主務課 提出期限は、農政局等への提出期限を踏まえ、都道府県畜産主務課が決定 （農政局等への提出期限は、ヒアリング等の日程を加味して農政局等が決定）
最終提出先への提出期限	令和7年8月28日（木） （①中央畜産会へ提出、②農林水産省本省へ提出）
割当予定時期	令和7年11月中の予定（①、②共通）

2. 追加要望調査の対象について

既要望調査で配分を受けている取組主体は、既に設定した畜産クラスター計画の取組内容や成果目標の変更となるため、以下のとおり、既要望調査において配分を受けた枠と同じ枠での要望はできません。

この場合、配分を受けた枠と異なる枠での要望は可能ですが、既に配分（導入）した機械装置の事業効果が低下しない計画としてください。

既要望調査での配分	今回の要望	要望受付の可否
一般枠	一般枠	否
	飼料増産優先枠	可
	省エネ優先枠	可
飼料増産優先枠	一般枠	可
	飼料増産優先枠	否
	省エネ優先枠	可
省エネ優先枠	一般枠	可
	飼料増産優先枠	可
	省エネ優先枠	否

要望調査書類提出時及び照会時の注意点

1回目の要望調査時に、間違いが多かった点や照会が多かった点について、留意事項を整理しましたので、追加要望調査時には、以下を確認の上、提出をお願いします。

また、単純な記入ミスだけで、複数回照会をかける事例もありましたので、提出時には、数字や文字などの記入ミスがないかの確認をお願いします。

1. 要望データについて(成果目標以外)【全ての枠共通】

(1) 機械装置導入の妥当性等の確認

「既存の機械装置の有無確認」において、2及び3の『既存の機械装置があるが、要望する機械装置は能力が向上したものである』を選んだ場合は、既存機より要望機がどのように能力向上しているかについて、出来る限り定量的にかつ、具体的に記載してください。

3の『既存機械装置は併用する』、4の『要望する機械装置は増備(増設)する』を選んだ場合は、併用又は増備しなければならない理由(台数を増やす必要性)を明確に記載ください。

(そもそも、1～4の選定を間違っている取組主体が多く見られます。)

(2) 動力源の有無と一体的な要望の有無

「動力源の有無」において、『1:「動力源」は一体的に要望している』を選んでいるのにも関わらず、「一体的な要望の有無」において、『無し』となっている場合がありますので、優先順位の何番と一体的導入として要望するか記載を忘れないようにしてください。

(3) 成果目標の達成状況

過去の年度で未達成になっていたものが、令和7年7月末の報告までに達成した、もしくは達成することが確実な場合は、●(黒丸)で出すようにしてください。

(4) 施設整備との一体性

整備時期について、竣工時期(供用開始時期)が、令和8年3月までのものではないと要望できませんので、記載の際は、「令和8年3月竣工(供用開始)」というように、竣工時期の記載であることがわかるよう明記してください。(「令和8年3月整備」の記載では、整備開始とも読めるので、竣工もしくは供用開始で記載ください。)なお、整備時期は、施工業者等との契約で竣工時期が示されているなど、具体的な整備計画に基づき記載ください。

2. 成果目標について

成果目標の設定に際しては、具体的な根拠をもとに、現状値から目標値を算出いただく必要があります。このため、昨年度も、単価等が現状値と異なる場合や、数字の根拠が不明な場合等については、要望時点で照会をかせせていただき、算出根拠や算出式を確認しておりました。(他のものも事業参加申請時で確認しています。)

以下のとおり、成果目標毎に、留意事項を記載しますので、要望提出時にご対応ください。

なお、追加要望調査においても、目標値は令和8年度で算出してください。

(1) 単位頭羽数当たりの販売額の増加【一般枠】

本年度から、「販売額の増加」については、「単位頭羽数当たりの販売額の増加」となり、増頭すれば販売額が増加するわけではなく、生産効率を上げて、“単位頭羽数当たりの”販売額を増加させる必要があります。

このため、「単位頭羽数当たりの販売額の増加」を選んだ場合で、現状値①と目標値①(年間出荷数量及び年間販売頭数・量)が異なる場合及び、販売単価が異なる場合は、全ての畜種において、要望データの「目標値の出荷(販売)数量(頭数)・単価等が現状値と異なる場合」欄に、根拠とした資料名、根拠とした内容を記載するとともに、「根拠資料の確認・保管について」欄に回答を記載いただきますようお願いいたします。

その際、「目標値の出荷(販売)数量(頭数)・単価等が現状値と異なる場合」に書ききれない場合は、指定の様式にて提出してください。また、算出式が複雑な場合は、Excel ファイルにて作成し、提出をお願いいたします。

なお、記載の際は、現状値①と目標値①の差、現状の販売単価と目標の販売単価の差について、何を参考にして、どういう算出式で算出したかを明確に記載いただくようお願いいたします。

(2) 生産コストの削減【一般枠】

① 労働費の削減

労働費については、導入機械に係る作業のみでの算出ではなく、総労働費で算出してください。

算出式は、「目標値の出荷(販売)数量(頭数)・単価等が現状値と異なる場合」に、総労働費になっていることが分かるように記載いただくようお願いいたします。

その際、「目標値の出荷(販売)数量(頭数)・単価等が現状値と異なる場合」に書ききれない場合は、指定の様式にて提出してください。また、算出式が複雑な場合は、Excel ファイルにて作成いただき、提出をお願いいたします。

② 労働費の削減以外

事業参加申請時に目標値の算出根拠を添付いただき、確認させていただきます。

(3) 農業所得・営業利益の増加【一般枠】

事業参加申請時に目標値の算出根拠を添付いただき、確認させていただきます。

なお、畜産部門(飼料生産含む)以外の農業部門での増加による目標値の設定は不可ですので、ご留意下さい。

(4) 自給飼料収穫量の増加【一般枠】

事業参加申請時に目標値の算出根拠を添付いただき、確認させていただきます。なお、自己所有地以外で作付面積を拡大する計画は、事業参加申請時に増加する面積の具体的な契約や覚書等の根拠が必要ですので、ご用意ください。

(5) 新規就農の場合【一般枠】

目標値の設定に際して、地域の販売価格など参考にしたものがありますので、算出に参考にしたものを、「目標値の出荷(販売)数量(頭数)・単価等が現状値と異なる場合」に記載いただくようお願いします。

(6) 飼料増産優先枠の成果目標について

飼料増産優先枠の場合は、飼料増産計画及び国産飼料の給与割合計算表で確認いたしますので、以下について、ご留意下さい。

なお、飼料増産計画と要望データを異なった数字を入れてしまう方がいますので、ご注意ください。

① 飼料増産計画及び国産飼料の給与割合計算表

Excel で提出いただきますようお願いいたします。

② 作付面積を拡大する計画の場合

作付面積を拡大する場合は、作付面積の拡大方法について、飼料増産計画の「目標達成のための取組計画」に記載してください。なお、自己所有地以外で作付面積を拡大する計画は、事業参加申請時に、増加す

る面積の具体的な契約や覚書等の根拠を確認させていただきますので、ご用意ください。

③ 飼料生産作業を他者へ委託する場合

機械導入事業で導入した機械は、取組主体のみが使うことができますが、取組主体が飼料生産組織ではない場合で、飼料生産作業の一部を他者に委託する場合は、①導入機を取組主体の圃場のみで使い、②生産した飼料作物は取組主体で使うことについて、飼料増産計画の「目標達成のための取組計画」に記載してください。

(7) 省エネ優先枠の成果目標について

省エネ優先枠の場合は、成果目標事前確認表で確認いたしますので、以下について、ご留意下さい。

なお、成果目標事前確認表と要望データを異なった数字を入れてしまう方がいますので、ご注意ください。

① 成果目標事前確認表

Excel で提出いただきますようお願いいたします。

成果目標事前確認表のほか、別途根拠資料を提出いただく場合は、根拠資料のうち算出式については、Excel で提出いただきますようお願いいたします。

なお、機械メーカーから入手したデータを算出根拠に使った場合は、その旨を成果目標事前確認表もしくは、根拠資料に記載ください。

3. 添付資料について

(1) 畜産クラスター計画

字がつぶれて読めない畜産クラスター計画は不可とします。

(2) 頭数要件確認表

提出いただくのは、取組主体毎の Excel データ、協議会一覧の Excel データ、取組主体毎の自署入りの PDF の3点です。

3点の内容に齟齬がないように確認いただくとともに、3点まとめて提出いただくようお願いいたします。

4. 成果目標の未達成の場合の知事特認について

成果目標が未達成の場合で、知事特認を受ける場合は、要望の締切前までに、事前に各都道府県経由で農水省に協議していただき、成果目標に達成に向けての指導状況(これまでの指導、今後の指導)などを確認させていただいておりますので、知事特認を受けたい場合は、早めに都道府県を通じて、ご相談ください。

事前協議の際は、公文書でなくて構いませんので、以下を記したものを提出いただきますようお願いいたします。

- ① 協議会名、取組主体名
- ② 未達成の機械の要望年度及び枠
- ③ 未達成の機械と導入年度
- ④ 当該成果目標の現状値(年度)、目標値(年度)、実績値
- ⑤ 未達成の要因
- ⑥ 達成に向けての対策、改善手法
- ⑦ ⑥等を踏まえての県の判断(県で知事特認を認めても良いとした理由)

5. 導入期限について

追加要望調査の機械の納期については原則年度内としますが、割当予定時期が11月中を予定としていることから、事業参加申請時の審査時に納期を確認いただき、その時点で、令和8年8月末までに納品見込みの機械装置について、参加承認の対象とする予定です(割当時期が変更になる場合は、納品見込みの期限も変更になります)。

地方農政局等
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業担当 殿

**令和6年度補正予算畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(畜産クラスター事業)の追加要望調査の実施について**

農林水産省畜産局企画課
推進班・地域振興班

本事業に係る追加要望調査を以下のとおり実施いたします。

今回の要望調査においても、酪農の取扱いについては、

- ・機械導入事業は、新規就農、能登半島地震特例を除き、別添のとおり、一部の機械の要望について、経産牛の増頭制限の要件をかける
- ・施設整備事業は、新規就農、飼料増産及び能登半島地震特例を除き、搾乳牛舎、乾乳牛舎及び搾乳施設は支援の対象外とする

こととしています。また、全畜種の施設整備において、年度内に完了する計画のみ対象としますので、貴局管内都道府県への周知をよろしくお願いいたします。

また、要望調査の実施に当たっては、新たに畜産クラスター協議会が設立されることも想定し、特定の生産者のみに情報提供されることがないように、広範かつ十分な周知を図るようお願いいたします。

事業区分	機械導入事業 (一般枠)	機械導入事業 (飼料増産優先枠) (省エネ優先枠)	施設整備 事業	肉用牛・酪農 重点枠 (施設整備、機械導入、 実証支援の一体的実施)	実証支援 事業	能登 半島 地震 特例
提出先	都道府県窓口団体 (委託団体)	都道府県畜産主務課				
提出期限	都道府県窓口団体 (委託団体)が都 道府県畜産主務課 と相談して決定 (8月中旬を目途)	農政局等への提出期限を踏まえ都道府県畜産主務課が決定し、管内の協議会及び生産者に周知。 都道府県は、その時点での要望状況について農政局等に情報提供。 農政局への提出期限は、ヒアリング等の日程を加味して農政局等が決定し、管内の都道府県に周知。				
最終受理期限	中央畜産会 令和7年8月28日(木)	農林水産省本省 令和7年8月28日 (木)	農林水産省本省 随時募集 (要望の有無を令和7年 8月28日(木)までに報告)	農林水産省本省 随時募集 (最終締切：令和7年 11月28日(金))	随時 募集	
割当予定時期	令和7年11月中 予定	令和7年11月中 予定	農林水産省本省で受理してから約1～2カ月後			

※ 割当予定時期は変更される場合があります。

※ 機械導入事業の実施主体は、公益社団法人中央畜産会、一般社団法人北海道酪農畜産協会です。

※ 能登半島地震特例については、別途北陸農政局にご連絡します。

機械導入事業における酪農の要望について

これまで、酪農の要望については、一般枠及び飼料増産優先枠の飼料生産関係機械装置及び省エネ優先枠の機械装置のみ（新規就農を除く）としていましたが、令和6年度補正予算から、全ての機械の採択を再開する一方、採択を再開した機械については、以下のとおり、経産牛の増頭制限の要件をかけます。

1. 増頭制限要件がかかる機械装置

(1) 一般枠及び飼料増産優先枠

飼料給与関係機械装置、家畜飼養管理機械装置、搾乳関係機械装置などの令和4年度・5年度補正で、要望の受理をしていなかった機械。

(2) 省エネ優先枠

省エネ優先枠は、頭数の制限要件なし。

2. 増頭制限要件の設定範囲（以下のいずれを採択の対象とする）

(1) 取組主体（個人）の増頭を伴わない事業計画。

(2) 協議会内において、取組主体が、離農等をする者の減少頭数分を補完する場合で、当該取組主体の経産牛増頭分が、離農等による減少分を超えない事業計画。

3. 増頭制限の起点と期限（経産牛頭数でカウント）

起点：令和7年1月1日

期限：本事業の増頭制限が解除されるまでの間または機械の法定耐用年数のどちらか早い方。

なお、頭数は、協議会が確認の上、4月30日までに事業実施主体に報告。

（1回目の確認は令和8年4月30日までに報告）

その際、当初計画から増頭が確認された取組主体は、本事業の増頭制限が解除されるまでの間または機械の法定耐用年数のどちらか早い方までは要望を受理しない。